## 中小企業のみなさまへ

# 保証制度セレクション

令和5年度版





## 経営者保証を不要とする取扱い

以下のいずれかに該当する場合、経営者保証を不要とする取扱いを行うことができます。

(1)金融機関連携型 【BK連携型】 (2)財務要件型無保証人保証制度 【財務型】 (3)担保充足型 【担保型】

#### 保証時の取扱い

#### (1)金融機関連携型[BK連携型]

○申込金融機関にて、以下の要件を充足している場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる。

【要件1】経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。

とちらか一方

【要件2】経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付融資と同時に実行する。

【要件3】「直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でないこと」かつ 「直近決算期において債務超過でないこと」

○保証申込時に金融機関にて「経営者保証におけるガイドライン」における主たる債務者・保証人に求められる要件の確認を経た上で 「「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書」の提出が必要

#### (2)財務要件型無保証人保証制度【財務型】

〇特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた保証制度「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合は、経営者保証を不要とする ことができる。

#### (3)担保充足型【担保型】

○申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる。

#### 期中時(事業承継時を除く)の取扱い

○原則として以下のいずれかの方法により、期中時に経営者保証を不要とする対応ができる。

借換え	【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う。
条件変更	【BK連携型】により経営者保証の解除を行う。

〇【BK連携型】による条件変更の場合でも、『「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書」の提出は必要。

#### 事業承継(代表者交代)時の取扱い

- 〇原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証 追加は行わない。
- 〇ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表 者の保証を追加する場合は基本的に旧代表者の保証を解除する。



【BK連携型】【財務型】【担保型】いずれかの要件に当てはまる場合は、期中時(事業承継時を除く)の取扱いと同じ方法で借換え・条件変更により経営者保証を不要とする取扱いが可能。

#### 担保充足型【担保型】取扱いの留意点

担保の種類	・担保の対象物は不動産のみとし、協会設定担保、金融機関設定担保のいずれでも可能とする。
担保の評価	・担保評価については、当協会の評価とする。
担保物件の 所 有 者	・担保物件は原則として申込人・代表者本人の所有物件とするが、申込人・代表者本人以外の第三者(実質経営者等含む)が担保提供者であった場合でも、取扱うことは可能とする。 ・担保提供者は物上保証人として扱う。
十分な保全	・当該保証付融資に対して、不動産担保により 100%以上の保全が図られている状況。 ・担保余力の多寡や設定順位、優劣条件等の取扱いについては問わない。 ・将来的な担保物件の追加(融資対象物件の建築等)は対象としない。あくまで、保証申込時点で十分な 保全が図られる場合に【担保型】での利用が可能とする。
資 金 使 途	・各保証制度の要件に則った取扱いとする。 ・不動産取得資金、不動産業者による商品物件購入資金についても、十分な保全が図られれば取扱い可能とする。

#### 経営者保証不要!!

## 。スタートアップ創出促進保証

これから創業される方、創業後5年未満の法人の方を対象に、金融機関から融資を受ける際の経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」を創設しました。創業するために必要な資金や、過去の事業での経験を活かして再チャレンジするために必要な資金の確保を容易にし、創業者の事業の活性化を支援します。

#### 創業を予定されている方

- ・事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

#### 対 象 者

#### 創業後5年未満の法人

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外(100%保証)		
対 象 資 金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由		
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内(据置1年または3年(※2))		
<b>担 保</b> 不要		保 証 人	不要		
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.2% (*3)		
添付書類	寸書類 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)				

<sup>※1</sup> 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。

#### ● 借入前にご確認ください

創業を予定されている方、または税務申告1期未終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。

#### ● ガバナンス体制の確認

本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック(※)を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

※持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

<sup>※2</sup> プロパーとの協調融資または、プロパー協調融資残高がある場合は据置3年以内とすることが可能です。

<sup>※3</sup> 創業関連保証の保証料率に0.2% ト垂サー

### ゼロゼロ融資からの借換可能!!

## 。伊建支援型特別保証

## 。 セーフティネット保証

## (ポストコロナ新規枠・ポストコロナ借換枠)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関の継続的な伴走支援により経営の安定や収益力改善を図ることを目的としています。

対 象 者	次の(1) ~ (3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。 (1)セーフティネット保証4号の認定を受けていること。 (2)セーフティネット保証5号の認定を受けていること。 (3)次の①または② i からviのいずれかに該当すること。 ①最近1カ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している ② i 最近1カ月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している
	iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している
保証限度額	1億円
対 象 資 金	対象者(1)および(2)…経営の安定に必要な事業資金、対象者(3)…事業資金
保証料率	対象者(1),(2)…0.20% 対象者(3)…0.20 ~ 1.15%
融資期間	一括返済の場合 1年以内
100 20 743 1-0	分割返済の場合 10年以内(据置5年以内)
取 扱 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日に保証協会が受付したもの

#### ● 責任共有制度の対象について

- ・危機指定期間中(延長後の期間も含む)に信用保証協会が保証申込を受け付けし、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を既往借入金の範囲内の額で、セーフティネット保証4号で借り換えることができます。 (80%保証→100%保証)
- ・100%保証の既往借入金をセーフティネット保証5号又は一般保証で借り換える場合(既往借入金の範囲内の額で借り 換える場合に限る)については、責任共有対象外となります。(100%保証→100%保証)

### 早期の事業再生をサポート!!

## • 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)

新型コロナウイルス感染症等の影響により業況が悪化する中小企業者が、認定支援機関の指導・助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的としています。

対	象	ŧ	者	債権者間の合意が取れている事業再生計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗 の報告を行う中小企業者。						
保訓	正限	度	額	2億8,000万円 (組合等 4億8,000万円)						
対	象	資	金	事業再生の計画の実施に必要な事業資金						
保	証	料	率	0.20%						
融	資	甘日	閆	一括返済の場合 1年以内						
円五	貝	州	IEJ	分割返済の場合 15年以内(据置期間5年以内)						
取	扱	期	間	令和3年4月1日から令和6年3月31日に保証協会が受付したもの						

<sup>※</sup>本制度利用には事前相談が必要です。

## 。政策推進資金(再生支援枠))

次のいずれかに該当する者 ①滋賀県中小企業活性化協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ②金融機関等による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今 業再生が見込まれると判断された者 ③事業再生計画の策定支援機関の指導を受けて作成した計画等に従って事業再生を行う借換資金が必要な								
保言	保証限度額		額	1億円				
対	象	資	金	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金				
保	保		率	対象者①および②の場合 <一般保証>年0.37%~ 1.82% 対象者③の場合 <事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)>年0.2%				
融	資	期	間	対象者①および②の場合 10年以内(据置期間2年以内) ※特に必要と認める場合 15年以内(据置期間2年以内) 対象者③の場合 10年以内(据置期間5年以内) ※特に必要と認める場合 15年以内(据置期間5年以内)				

#### ●事業再生計画実施関連保証を利用する際に必要な計画策定支援機関等

- ①中小企業基盤整備機構
- ②認定支援機関(活性化協議会・産業復興相談センター)
- ③特定認証紛争解決手続
- ④整理回収機構
- ⑤地域経済活性化支援機構
- ⑥東日本大震災事業者再生支援機構

- ⑦私的整理に関するガイドライン
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
- ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドライン
- ⑩中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合
- ⑪経営サポート会議
- ⑫認定経営革新等支援機関

## DX導入 をお考えの中小企業の皆さまへ

## 政策推進資金 (DXデジタル推進枠)

## ご利用いただける方

デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、 経営課題の解決や生産性向上を目指す方。

## 対 象 資 金

経営課題の解決や生産性の向上を目的として、デジタル技術の活用やシステムの導入等により、DXに取り組み、成長・競争力の強化を図る際に、必要となる設備資金および運転資金。

保証限度額	3,000万円	融資利	率	年1.5%以内	
融資期間	10年以内(据置2年以内)	保証料率		年0.45%~1.20%	
担保	必要に応じて	保 証	人	必要となる場合がある。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人は原則不要。	

## CO2ネットゼロ をお考えの中小企業の皆さまへ

## 政策推進資金 (CO2ネットゼロ推進枠)

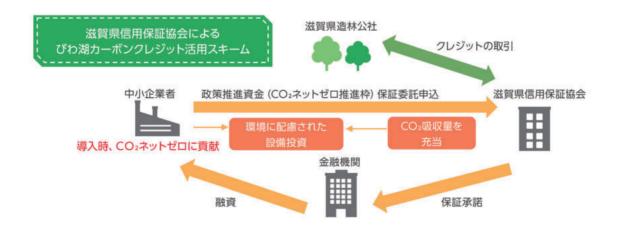
### ご利用いただける方

県が行う「"しが $CO_2$ ネットゼロ"ムーブメント」に賛同するとともに、省エネルギー設備等を導入しようとする方。

### 対 象 資 金

省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を図るために必要な 設備資金およびCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むために必要な設備資金。

保証限度額	1,000万円 (蓄電池設備は8,000万円)	融資		資 利		年1.0%以内	
融資期間	10年以内(据置2年以内)	保	証	料	率	年0.00%~1.40%	
担 保	必要に応じて	保	Ē	Œ	人	必要となる場合がある。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人は原則不要。	



## 目 次

創業期の保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
持続的発展期の保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>小規模事業者の方に</b> 経営支援資金(小規模企業者枠)、小□零細企業保証(全国小□保証)、経営支援資金(小規模企業 者特別枠)
成長発展期の保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度・・・・・・・・ P11 経営安定関連保証(セーフティネット保証)、セーフティネット資金(新規枠)(借換枠)、緊急経済対策資金(新規枠)(借換枠)
<b>大規模な経済危機や自然災害等の備えまたは発生した時に</b> 伴走支援型特別保証、セーフティネット資金(ポストコロナ新規枠)(ポストコロナ借換枠)
経営改善・再生支援に関する保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事業承継・廃業に関する保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
推進資金 (SDGs推進企業応援枠) ■当協会独自の信用保証料率割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■滋賀県内各市町の保証協会付融資施策について(令和5年4月1日現在)・・・・・・・ P14 ■信用保証料について・・・・・・・・・・・ P16 ■全力応援サポートメニューについて・・・・・・・・・・ P16
■信用保証料率表(令和5年4月1日現在)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 創業期の保証制度

これから創業をお考えの方や創業間もない方向けに店舗の開設等の準備資金や事業が軌道に乗るまでの資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
創業関連保証 ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業 後5年未満の方		V 24 78/ 88	1.00% (割引制度P10参照)	10年以内 (1年)
スタートアップ創出促進保証 ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業 後5年未満の方であって、一定の 要件を満たす法人	3,500万円(*1)	金融機関 所定	1.20%	10年以内 (1年) <sup>(*4)</sup>
開業資金(創業枠)  ☆責任共有制度対象外 県  一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後 5年未満の方で滋賀県が定める 要件を満たす方	運転·設備合計		1.00% <sup>(*3)</sup> 一般保証 0.37 ~ 1.82%	
開業資金 (創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 県 一般保証は責任共有制度対象	開業資金(創業枠)の対象者で滋 賀県が定める要件を満たす方	2,500万円(*2)	1.00%	0.50% <sup>(*3)</sup> 一般保証 0.00 ~ 1.32%	7年以内 (1年)
開業資金(女性創業枠) ☆責任共有制度対象外 및	創業をお考えの方、または創業後 5年未満の女性で滋賀県が定め る要件を満たす方	運転·設備合計 1,000万円 <sup>(*2)</sup>		0.70% (*3)	
長浜市創業支援資金保証 ☆責任共有制度対象外 市	創業をお考えの方、または創業 後3年未満の方で長浜市が定める 要件を満たす方	2,000万円	1.00% 但し 保証金額 1千万円までは 0.80%	0.50% 但し 保証金額 1千万円までは 0.00%	

- \*1創業関連保証、スタートアップ創出促進保証および再挑戦支援保証を合算して3,500万円。
- \*2創業枠、創業サポート枠、女性創業枠の融資残高を含めて2,500万円以内となります。
- \*3経営者保証免除対応を適用する場合(スタートアップ創出促進保証を利用する場合)は、0.2%上乗せとなります。
- \*4プロパーとの協調融資または、プロパー協調融資残高がある場合は据置3年以内とすることが可能です。

#### ◆創業サポート枠対象者◆

- (ア) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方(保証限度額が3,000万円まで利用可能)
- (イ) 県内インキュベーション施設の入居者
- (ウ) 県の定める創業支援施策を受けた方で証明を受けた方
- (工) 商工会、商工会議所、産業支援プラザの経営支援(認定特定創業支援等事業に準ずる支援(\*)) を受けた方
  - \*認定特定創業支援等事業に準ずる支援とは ①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の知識が身につく継続的な支援。 (商工会議所等が自ら実施する創業塾や窓口相談等。①~④の全項目についての支援が必要。) 商工会議所等で終了 の確認が取れれば外部セミナーも対象となります。

### 持続的発展期の保証制度

収支ズレや季節要因等によって資金繰りが悪化しがちな持続的発展期を支援するための保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間																																	
一般保証	(法人)滋賀県内に本店または事業 所を有する企業 (個人)住居または事業所のいずれ かが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	. 金融機関 . 所定																																		0.45 ~ 1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内
当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続し	2億8,000万円		0.39 ~ 1.62%	運転・設備 1年 または 2年																																	
事業者カードローン 当座貸越根保証	て行いたい方	100万円~ 2,000万円																																				
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)	借入限度額内で借入を反復継続し て行いたい小規模事業者	50万円~ 500万円 ※白色申告の 個人事業者は 50万円~200万円		(特殊保証料率)	運転・設備 2年																																	

保証の	2名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
	通常枠	資本性に近い資金供給をお求めの 方	1,500万円 <sup>(*1)</sup>		0.45 ~ 1.90%	運転 12か月以内
短期継続 融資保証	税理士連携枠	税理士による月次管理をされている 方で資本性に近い資金供給をお求 めの方	通常枠と合算で3,000万円以内		0.35 ~ 1.80%	
(ケイゾク)	金融機関 モニタリング 枠	金融機関による事業性評価と定期 的なモニタリングを実施されている 方で資本性に近い資金供給をお求 めの方	2,000万円以内 <sup>(*2)</sup>	金融機関		
中小会計要		税理士による月次管理をされていて、かつ中小会計要領に基づく会計処理をされている方	2億8,000万円			10年以内
	通常枠	原則、直近2期平均の経常利益が 1,000万円以下の方	1,500万円	2.20%	0.45 ~ 1.90%	
短期事業資金	原油価格・ 物価高騰 対応枠	一定の条件を満たした中小企業者 あるいは組合であって、原油価格 や原材料価格の上昇による影響を 直接または間接に受けている方	1,000万円	2.20%	0.225 ~ 0.95%	12か月以内

<sup>\*1</sup> 税理士連携枠と合算で3,000万円以内。

#### 小規模事業者の方に

常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業の方を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
経営支援資金(小規模企業者枠)	原則として直近2期平均の経常利益が 700万円以下の小規模事業者の方	1,500万円	1.45%	0.45 ~ 1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内

常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業については20人)以下の小規模企業(特定非営利活動法人除く(※))の方を支援する保証制度です。 ※医業を主たる事業とする特定非営利活動法人は申込可能です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
小口零細企業保証 (全国小口保証) ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が 2,000万円以下の小規模事業者の方	2,000万円	金融機関 所定	0.50 ~ 2,20% (割引制度P10参照)	運転 7年以内 設備 15年以内
経営支援資金 (小規模企業者特別枠) 県 ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が 2,000万円以下の小規模事業者でかつ原 則として直近2期平均の経常利益が700 万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.25%	0.50 ~ 1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内

<sup>\*2</sup> 通常枠・税理士連携枠と合算で平均月商の3か月以内。

## 成長発展期の保証制度

新商品・サービスの開発や販路開拓を進めるなど成長発展期を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金 (DXデジタル推進枠) <sup>県</sup>	デジタル技術を有効に活用するなど、 DXに取り組み、経営課題の解決や生 産性の向上を目指す方	3,000万円	1.50% 以内	0.45 ~ 1.20%	10年以内 (2年)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関	0.35 ~ 1.90%	15年以内
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35 ~ 1.90%	15年以内
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) <sup>県</sup>	保証協会付融資と金融機関プロパー 融資を受け、策定した事業計画を実 行することでコロナ禍からの脱却を図 る方	4,000万円	1.50% _以内 (プロパーは) 金融機関 所定	0.45 ~ 1.15%	10年以内 (2年)
特別大口無担保保証 (ロングラン70)	一定の財務要件を満たし、金融機関 の推薦があって大口の資金を必要とさ れている方	2億円	金融機関	0.36 ~ 1.52%	一括返済 7年以内 分割返済 10年以内
財務要件型 無保証人保証 ⇔財務要件あり ⇔連帯保証人不要	一定の財務要件を満たす方で、経営 者の保証なしで資金調達をお考えの 方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	所定	0.45 ~ 1.90%	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
特定社債保証 ◇適債要件あり ◇連帯保証人不要	社債を発行して資本市場から直接資 金調達を行いたい方	4億5,000万円 80%保証であり社債 の最高発行限度額は 5億6,000万円 (最低発行額) 3,000万円	発行体 所定利率	0.40 ~ 1.76%	2年以上 7年以内
流動資産担保融資保証 (ABL保証)	売掛金(電子記録債権)や商品在庫 等を担保にして資金調達されたい方	2億円 (融資額2億5,000万 円の保証割合80%)	金融機関所定	0.68%	根保証 1年(更新可) 個別保証 1年以内

<sup>\*</sup>特定社債保証と流動資産担保融資保証(ABL保証)は固有の手続きがありますので、具体的なお申込みにあたっては、事前にお問い合わせください。

#### ◆特別大口無担保保証(ロングラン70)、財務要件型無保証人保証、特定社債にかかる要件◆

資格要件							
項目	基準1	基準2	基準3				
純資産	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上				
(1)自己資本 (2)純資産倍率	20%以上 2.0倍以上	20%以上 1.5倍以上	15%以上 1.5倍以上				
(3)使用総資本事業利益率 (4)インタレスト・カバレッジ・レーシオ	10%以上 2.0倍以上	10%以上 1.5倍以上	5%以上 1.0倍以上				

基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)または(2)で1項目および (3)または(4)で1項目該当する必要があります。

<sup>\*</sup>流動資産担保融資保証(ABL保証)の譲渡担保の対象となる売掛債権は売掛金債権、割賦債権販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他 の報酬債権、工事請負代金債権等です。

## 自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための 保証制度

経済危機時の売上の急減や自然災害時において設備の損壊や風評被害等により事業継続が困難な状況となった場合など信用取引の収縮が生じた際に資金調達ができるよう支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)	
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件4号 ☆責任共有制度対象外	突発的災害や属している業種の 業況悪化などの理由により、市	2億8,000万円 組合等	金融機関	0.90%	運転 10年以内 (1年) 設備	
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5号	町村長の証明を受けた方	4億8,000万円	所定	0.80%	35年以内 (1年)	
セーフティネット資金 (新規枠)* <sup>1、2</sup> 認定要件4号 ☆ <sub>責任共有制度対象外</sub>		1億円	1.00%	0.85% 但し、保証金額1千万円 までは0.65% <sup>(*6)</sup>		
セーフティネット資金 (新規枠)* <sup>1、3</sup> 県 認定要件5号	突発的災害や属している業種の 業況悪化などの理由により、市			0.80% 但し、保証金額1千万円 までは0.60% <sup>(*6)</sup>	10年以内	
セーフティネット資金 (借換枠)* <sup>1、2、4</sup> 認定要件4号 ☆ 責任共有制度対象外	町村長の証明を受けた方	2億2,000万円	,,	10196	0.85% 但し、保証金額3千万円 までは0.425% <sup>(*7)</sup>	(2年)
セーフティネット資金 (借換枠)* <sup>1、3、5</sup> 県 認定要件5号		(増額分含む)		0.80% 但し、保証金額3千万円 までは0.40% <sup>(*7)</sup>		
緊急経済対策資金 県	セーフティネット資金(新規枠)の 対象者でないもので滋賀県が定 める要件を満たす方	5,000万円	1.25%	0.45 ~ 1.20%	7年以内 (1年)	
緊急経済対策資金 県 (借換枠)	セーフティネット資金(借換枠)の 対象者でないもので滋賀県が定 める要件を満たす方	8,000万円 (増額分含む)	1.50%	0.40 ~ 1.20%	10年以内 (2年)	

- \*1 セーフティネット資金(新規枠)で上限1億円、セーフティネット資金(借換枠)で上限2億2,000万円
- \*2 1~3、6号については、滋賀県中小企業振興資金融資要綱をご覧ください。
- \*3 7、8号については、滋賀県中小企業振興資金融資要綱をご覧ください。
- \*4 借換枠4号について、責任共有制度対象保証、流動資産担保融資保証付融資についての借換は出来ません。
- \*5 借換枠5号について、流動資産担保融資保証付融資についての借換は出来ません。
- \*6 軽減保証料率については、既存セーフティネット資金(新規枠)の融資残高を含む1千万円以内が対象
- \*7 軽減保証料率については、既存セーフティネット資金(借換枠)の融資残高を含む3千万円以内が対象

#### ◆認定要件◆

- 【1号】大型倒産(再生手続開始申立等)発生により影響を受ける方
- 【2号】取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方
- 【3号】突発的災害(事故等)により影響を受ける方
- 【4号】突発的災害(自然災害等)により影響を受ける方
- 【5号】業況の悪化している業種に属することにより影響を受ける方
- 【6号】金融機関の破綻により影響を受ける方
- 【7号】金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している方
- 【8号】整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると判断される方

#### 大規模な経済危機や自然災害等への備えまたは発生した時に

国内外の金融秩序の混乱や感染症の流行、その他の事象が突発的に生じた際に、売上減少などにより、資金繰りが悪化した中小企業者を支援するため期間限定で発動する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
伴走支援型特別保証	新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業 継続または経営の安定に 支障が生じており、経営 行動計画書を作成し、金 融機関による継続的な伴 走支援を受けられる方		金融機関 所定	- 0.20% -般保証 0.20 ∼ 1.15%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (ポストコロナ新規枠) 県 (伴走支援型特別保証制度対応)	新型コロナウイルス感染 症等の影響により、事業 継続または経営の安定に 支障が生じており、経営	1億円	1.00%		40/5/14
セーフティネット資金 (ポストコロナ借換枠) 県 (伴走支援型特別保証制度対応)	行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方で、滋賀県が定める要件を満たす方		1.50% 以内		(5年)

## 経営改善・再生支援に関する保証制度

売上減少等で収益性が悪化し、約定返済が困難となった場合、経営改善計画を策定し、これに沿った既存融資の借換等や 新規融資により、資金繰りを支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響 等により業況が悪化する中、債権 者間の合意が取れている経営改善 計画を基に事業の再生に取り組む 方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.20%	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (5年)
	【一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援 により経営改善計画を策定し、滋 賀県が定める要件を満たす方		金融機関	0.37 ~ 1.82%	10年以内 (2年) 特に認める場合 15年以内 (2年)
政策推進資金 (再生支援枠)	【借換・改善サポート(感染)】 新型コロナウイルス感染症の影響 等により業況が悪化する中、事業 再生計画の策定支援機関等の指 導を受けて作成した計画に従って 事業再生を行う借換融資が必要な 方	1億円		0.20%	10年以内 (5年) 特に認める場合 15年以内 (5年)

#### ◆事業再生計画実施関連保証を利用する際に必要な計画策定支援機関等◆

- ①中小企業基盤整備機構
- ②認定支援機関(活性化協議会・産業復興相談センター)
- ③特定認証紛争解決手続
- ④整理回収機構
- ⑤地域経済活性化支援機構
- ⑥東日本大震災事業者再生支援機構

- ⑦私的整理に関するガイドライン
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
- ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドライン
- ⑩中小企業基盤整備機構が出資した投資事業有限責任組合
- ①経営サポート会議
- ⑫認定経営革新等支援機関

## 事業承継・廃業に関する保証制度

事業を経営者の親族や役員・従業員へ承継しようとお考えの方、または事業を撤退しようとお考えの方に必要な資金を支援する保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)		
事業承継特別保証	一定の財務要件を満たし、事業承 継時における資金調達をお考えの 中小企業者	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.45 ~ 1.90%	一括返済		
経営承継借換関連保証* <sup>1</sup>	経営者が経営者保証を提供していることによって事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者				一定の要件を 満たす場合* <sup>2</sup> 0.20 ~ 0.45%	1年以内 分割返済 10年以内	
経営承継関連保証*1	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じていることについて経済産業大臣の認定を受けた方						
特定経営承継関連保証*1	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた中小企業の代表者	て事業活動 所定 して経済産 <sub>2億8,000万円</sub>	D承継に伴って事業活動 所定 生じているとして経済産 <sub>2億8,000万円</sub>	て事業活動 所定 所定		0.45 ~ 1.90%	運転 10年以内
経営承継準備関連保証*1	後継者の確保が困難等に起因する 事業活動の継続に支障が生じてい る他の中小企業者の経営の承継を 行おうと経済産業大臣の認定を受 けた中小企業者				10年以内 設備 15年以内		
特定経営承継 準備関連保証* <sup>1</sup>	後継者の確保が困難等に起因する 事業活動の継続に支障が生じてい る他の中小企業者の経営の承継を 行おうと経済産業大臣の認定を受 けた事業を営んでいない個人				1.15%		
政策推進資金 県	安定的な経営権の確保により滋賀 県内で事業継続を図る方で滋賀県 の定める要件を満たす方	1億円	1.00%	0.45 ~ 1.20% 一定の要件を 満たす場合* <sup>2</sup> 0.20 ~ 0.45%	10年以内 (1年)* <sup>3</sup> (2年)* <sup>3</sup>		
事業承継サポート保証	持株会社を活用した事業承継対策 をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内		

- \*1 事業承継に関する特例をご利用の場合は、経済産業大臣の認定が必要です。
- \*2 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画の確認を受けた場合
- \*3 事業承継特別保証利用の場合は据置期間2年以内、それ以外は1年以内

### 本業を通じたSDGs達成のための保証制度

本業を通じて社会的課題の解決に取り組む方のための保証制度です。

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)		
SDGsトライアル保証	本業を通じた持続可能性 社会実現のために必要と する事業性資金をお求め の方	1,000万円	金融機関所定		金融機関	0.45 ~ 1.90% 継続時(目標達成の場合) 0.25 ~ 1.70%	初年度~3年目 短期12か月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証	SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取り組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円				0.25 ~ 1.70%	運転10年以内 設備15年以内 (5年)
政策推進資金 (CO₂ネットゼロ推進枠) <sup>県</sup>	県が行う「"しがCO2ネットゼロ" ムーブメント」の取り 組みに賛同するとともに、 一定の条件を満たす方	1,000万円 (蓄電池は8,000万円)	1.00%	0.00 ~ 1.40%	設備10年以内 (2年)		
政策推進資金 (SDGs推進企業応援枠) <sup>県</sup>	SDGsの理念に賛同するとともに、別に定める社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者の方	1億円	1.25%	0.45 ~ 1.90%	運転5年以内 設備10年以内		

#### ◆社会的課題の解決に資する産業分野◆

①環境・エネルギー事業

③クリエイティブ事業

⑤防災対策事業

⑦保育·育児事業

②医療・介護・健康関連事業

④観光事業

⑥雇用支援:人材育成事業

## 当協会独自の信用保証料率割引

割引の名称	対象者	割引対象の保証制度	割引制度適用後 保証料率	取扱期間
商工会・商工会議所 連携保証料割引制度	下記①~③すべてを満たす中小企業の方 ①1期(6か月)以上の決算を実施していること ②条件変更等による返済緩和を受けていないこと ③商工会・商工会議所の経営指導を6か月以上受けていること	①小口零細企業保証 (全国小口保証) ②創業関連保証	①0.45 ~ 1.98% ②0.90%	令和6年3月31日 保証申込(当協会 受付)分まで

## 滋賀県内各市町の保証協会付融資施策について(令和5年4月1日現在)

\*詳細については、各市町へご照会ください。

#### 【融資制度】

融資制度名	取扱 市町名	融資対象者	資金使途	限度額	融資利率	保証料率	融資期間	
小規模企業者 小口簡易資金保証	県内 19市町	各市町で事業を有し、 融資申込額含めて保 証協会付融資残高が 2,000万円以下の小 規模事業者			2,000万円 (既存の保証協会 付融資残高含む)	1.50%	0.50 ~ 1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内
中小企業経営安定資金	大津市	大津市内に事業の本拠地がある中小企業者	事業に必要な運転資金または設備資金	運転資金また 1,000万円		0.45 ~ 1.90%	運転 6年以内 設備 8~9年以内	
長浜市創業支援資金	長浜市	創業をお考えの方、 または創業後3年未満 の方で長浜市が定め る要件を満たす方		2,000万円	1.00% 但し 保証金額 1千万円までは 0.80%	0.50% 但し 保証金額 1千万円までは 0.00%	7年以内 (1年)	

### 【保証料補助】

市町名	対象資金	補助	内容	期間等
守山市	①セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、a.中小企業信用保険法第2条 第5項第4号、b.第5号およびc.中小企業 信用保険法第2条第6項の市町長の認定 を受けたもの、伴走支援型特別保証を除 く) ②開業資金(創業枠)(創業サポート枠)(女 性創業枠) ③政策推進資金(事業承継枠)	【補助率】 支払済保証料の1/2 (ただし、①セーフティネット資金の借換枠を 利用する場合は、増額 された融資額に対して 支払った信用保証料の 1/2、②特定創業支援 事業証明者の場合は保 証料全額補助)	【利用回数と限度額】 ①a.cについては、経済産業省が指定する同一の事由(場合)ごとに1事業者1回。bについては1事業者あたり1回。(ただし、1事業者の上限は50万円) ②上限30万円(ただし、認定特定創業支援等事業証明者の場合は60万円) ③上限30万円	①平成21年1月9日から 令和7年3月31日まで ②平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで ③令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで
栗東市	①セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) ②緊急経済対策資金(新規枠)(借換枠) ③開業資金(創業枠)(創業サポート枠)(女性創業枠) ④経営支援資金(小規模企業者特別枠) (小規模企業者枠) ⑤栗東市小規模企業者小□簡易資金	【補助率】 ①、②、④は支払済保証 料の2/10 ③、⑤は支払済保証料の 3/10	【利用回数と限度額】 複数回可能 (ただし、1事業者の上限 は50万円) 【助成期間】 令和2年4月1日から令和 7年3月31日までの間に保 証を受けた融資	平成28年4月1日から

#### 【利子補助】

	עו <del>לם ווו</del> כ היו.									
市町名	対象資金	補	補助内容							
野洲市	①経営支援資金(小規模企業者枠)(旧 小規模企業者経営安定資金含む) ②セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (中小企業信用保険法第2条第5項および6項の市町長の認定を受けたもの) ③野洲市小規模企業者小口簡易資金									
湖南市	セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、中小企業信用保険法第2条第5 項第4号、第5号および中小企業信用保険 法第2条第6項の市町長の認定を受けたも の) *令和2年12月31日までに保証申込かつ 令和3年1月31日までに融資実行したもの に限る	【補助率】 借入利率または 2.00%の いずれか低い率	【補助期間】 最大36か月 【限度額】 1年あたり上限20万円	令和3年4月1日から 令和6年2月29日まで						
高島市	滋賀県中小企業振興資金制度融資 「開業資金」 (平成27年9月1日以降に融資実行された もの)	【補助率】 年1.00% (年度内における1事 業者の補助限度額は 15万円)	【補助期間】 36か月	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで						
東近江市	滋賀県中小企業振興資金制度融資 「開業資金」 (補助対象の融資は3,000万円を限度)	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 36か月	平成25年7月1日から						
日野町	滋賀県中小企業振興資金制度融資 セーフティネット保証(新規枠)(借換枠) (ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け借り入れたもので、利子が発生するもの)	【補助率】 年1.00%	【補助期間】 最大36 ヶ月	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで						
竜王町	滋賀県中小企業振興資金制度融資 セーフティネット資金(新規枠)(借換枠) (ただし、中小企業信用保険法第2条第5 項第4号、第5号および中小企業信用保険 法第2条第6項の市町長の認定を受けたも の)	【補助率】 年1.00% (上限20万円)	【補助期間】 融資を受けた月から 36か月	令和6年3月31日まで						

### 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託された中小企業・小規模事業者の方にお支払いいただくものです。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため、直接利用者に負担していただくもので、日本政策金融公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担(代位弁済等)に充当しています。

中小企業・小規模事業者の方が、信用保証協会の保証を受け、金融機関から融資を受けられたときは、所定の信用保証料を金融機関を通して信用保証協会に支払っていただきます。

#### 信用保証料の計算式

信用保証料は、貸付金額・保証料率・保証期間・返済方法等を計算基盤にして一定の計算式で算出します。

【期日一括返済の場合】

貸付金額 × 責任共有保証料率(信用保証料率)(\*1) × 保証期間(月数)(\*2) × 1 / 12 【均等分割返済の場合】

貸付金額 × 責任共有保証料率 (信用保証料率) (\*1) × 保証期間 (月数) (\*2) × 1 / 12 × 回数別係数 \*1 責任共有保証料率は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

\*2 保証期間は貸付実行日から保証期日までです。1か月未満の端数(日数)が生じた場合、1か月として算出します。

#### ◆回数別係数◆

保証期限までの分割返済の回数に応じて、係数が決まります。

回数別区分 6回以下 7~12回		13~24□	25回以上		
係 数 0.70		0.65	0.60	0.55	

#### 責任共有保証料率(信用保証料率)

中小企業·小規模事業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因等を加味して当協会が決定します。

この保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、経営安定関連保証、流動資産担保融資保証(ABL保証)などは対象外となります。

(単位:%)

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証料率)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証料率)	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

<sup>\*</sup>特殊保証料率は、手形等割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

<sup>\*</sup>信用保証料率は、保証委託額に対する率であり、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

### がんばる企業に伴走します!

## 全力応援 サポートメニュー

当協会では、中小企業者の皆さま を後押しするため、保証支援と経 営支援を組み合わせたサポート プランをご用意しています。 お気軽にご相談ください。

## 保証支援

## 経営の安定を応援

- 伴走支援型特別保証制度
- ∘ セーフティネット資金(ポストコロナ枠)
- 政策推進資金(がんばる企業応援枠)
- 。短期事業資金 (原油価格·物価高騰対応枠)
- 経営サポート会議、 経営改善サポート保証等



## 社会課題解決や 新事業の取り組みを応援

- 。SDGsトライアル保証
- 。SDGsステップアップ保証
- 。 政策推進資金 (CO2ネットゼロ推進枠)保証
- 。創業資金
- 事業承継特別保証等



## 経営支援

### 「経営相談チーム」による 経営相談

- 新型コロナウイルス感染症対応資金 (ゼロゼロ融資)等の返済に関する相談
- ◦専門家派遣に関する相談
- ◦事業承継に関する相談
- 各種保証利用の相談



### 専門家派遣(無料)





- 。IT入門コース
- ○事業承継コース
- ∘ フォローアップコース
- ∘ 創業支援コース
- 。計画策定支援 (一部負担の可能性があります)



### セミナー、

## 個別相談会の開催

- 生産性向上のための セミナー開催
- 各種個別相談会の開催 (経営、事業承継)
- 各種相談窓口の設置



## デジタル化



### ジタル化を推進

- 信用保証書電子化等業務のデジタル化
- · IT入門コース
- 中小企業者のDX化支援

## 信用保証料率表(令和5年4月1日現在)

区		制度名	カテゴリー (財務諸表がない場合 は⑤を適用)	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	割	31
分		בל ניח	法人 CRD評点	0~20	21 ~ 30	31 ~ 36		46 ~ 55 64 ~ 74			67 ~ 72			会計参与
	一般保証		個人 CRD評点 責任共有保証料率	0 ~ 32 1.90%	33 ~ 42 1.75%	<b>43 ~ 51</b> 1.55%	52 ~ 63 1.35%	1.15%	<b>75 ~ 76</b>	77 ~ 83 0.80%	84 ~ 94 0.60%	95 ~ 100 0.45%	<b>(*1)</b> △0.1%	(*2)
		(貸付専用型) 根保証												1
		事業者カードローン根保証 責任共 (特)		1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	△0.1%	
	カードSmil 全国小口保		信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	△0.1%	-
	- W - 1.0 K	商工会・商工会議所連携割引利用の場合	信用保証料率	1.98%	1.80%	1.62%	1.44%	1.21%	0.99%	0.81%	0.63%	0.45%	△0.1%	
	プロパー協	R調融資保証(アシストライン)(法人)	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%		1
	(アシストライン)(個人)		責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	
	소금 받은 성호 영호 교수	青色申告特別控除の適用を受けていない場合等	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	-
	短期継続融資保証 (通常枠) (ケイソク (通)) 責任共有保証料率 短期継続融資保証 (税理士連携枠) (ケイソク (税)) 責任共有保証料率		1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.45%	△0.1%	1	
			責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	
		領評価保証(会計力)	責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	△0.1%	
		ナポート保証	責任共有保証料率	4.000/	1.050/	4.550/	1 4 050/	1.15%	1 4 000/	I 0.000/	0.000/	0.450/	△0.1% △0.1%	△0.1%
		!無保証人保証 [保証 (リレーション)	責任共有保証料率 責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	
		担保保証(ロングラン70)	責任共有保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	-0.170	1
	SDGsトラ	イアル保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	]
		目標達成できた場合	責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.45%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%	
		ップアップ保証	責任共有保証料率 責任共有保証料率	1.70%	1.55%	1.45%	1.15%	0.95%	0.80%	0.60%	0.40%	0.25%	△0.1%	-
ממו	加勤資産担 特定社債保		責任共有保証料率	1.76%	1.60%	1.44%	1.28%	1.08%	0.88%	0.72%	0.56%	0.40%	△0.1%	1
会			信用保証料率					0.90%					_	
		建保証5.7.8号	責任共有保証料率					0.80%						
度	創業関連保		信用保証料率	-				1.00%						-
	スタートア	商工会・商工会議所連携割引利用の場合   マブ創出促進保証	信用保証料率					0.90%						1
	事業承継特	<u> </u>	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	_
		計画の確認を受けた方	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%		_
	経営承継関		責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	_
	<b>奴尚承継淮</b>	(特別小□保険) #備関連保証	信用保証料率 責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	0.95%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	-
	WE CO / F-WE-T-	(特別小口保険)	信用保証料率	1.5070	1.7570	1.5576	1.0070	0.95%	1.00%	0.0070	0.0070	0.4370	20.170	
	特定経営承	継関連保証	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	△0.1%
		(特別小口保険)	信用保証料率					0.95%	-	-				]
		x継準備関連保証	責任共有保証料率	1.000/	1 000	1.550/	1.050/	1.15%	1.000/	I 0 000/	0.000/	0.450/	△0.1%	-
	経営承継借換関連保証 計画の確認を受けた方		責任共有保証料率 責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55% 0.85%	1.35% 0.70%	1.15% 0.60%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	_
	(特別小口保険)		信用保証料率	1.1070	1.00%	0.0070	0.7070	0.95%	0.0070	0.1070	0.0070	0.2070		
	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)							0.70%					_	△0.1%
	信用保証料率			0.80%							_			
	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)			0.20%						_	_			
								0.20%					_	_
	特別保証	一般保証	信用保証料率·責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%		
	経営支	小規模企業者枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	_	
	援資金	小規模企業者特別枠 新規枠	信用保証料率 責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%		-
		経営安定関連保証 4号	信用保証料率	1.7370	1.00%	1.40%	1	0.85% (*3)		0.00%	0.45%	0.30%		△0.1%
	セ	経営安定関連保証 5号	責任共有保証料率	0.80% (*3)								1		
		借 経営安定関連保証 4号	信用保証料率	0.85% (*3)								_		
	ラティ	松宮安定関連保証 5号	0.80% (*3) 0.20%											
	ネッ	ポストコロナ新規枠(伴走支援型特別保証)経営安定4号 信用保証料率 ポストコロナ新規枠(伴走支援型特別保証)経営安定5号 責任共有保証料率			0.20%							-		
	-	ポストコロナ新規枠(伴走支援型特別保証)一般保証	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	1	
	資金	ポストコロナ借換枠(伴走支援型特別保証)経営安定4号	信用保証料率					0.20%					_	_
		ポストコロナ借換枠(伴走支援型特別保証)経営安定5号	信用保証料率·責任共有保証料率			1		0.20%			1		]	
		ポストコロナ借換枠(伴走支援型特別保証)一般保証 SDGs推進企業応援枠	信用疑辩·責任持保証料率 責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85% 1.55%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	△0.1%	
		一般保証	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.80%	0.52%	0.45%	△0.02%	△0.1%
		再生支援枠事業再生計画実施関連保証(感染症)	信用保証料率·責任共有保証料率					0.20%					-	_
県	政	CO2ネットゼロ推進枠	· · · · · · · · · · · · · · · · ·											
市	兼 推	蓄電池、自家発電設備 COaは出景削減	責任共有保証料率	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	△0.1%	△0.1%
町	衆推進資金	CO2排出量削減   事業承継枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	1
制	並	事業承継特別保証・経営承継借換関連保証	責任共有保証料率	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.40%	0.30%	0.20%		_
度		(計画の確認を受けた方) がんばる企業応援枠	責任共有保証料率	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	△0.1%	△0.1%
		D X デジタル推進枠	責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	-0.170
	短期事業	VIII AND 14	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	1
	資金	原油価格・物価高騰対応枠		1.30/0	1.75/0	1.55/0	1.55/6		1.00/0	0.0070	0.00/0	0.40/0		
		創業枠(創業関連保証) (スタートアップ創出促進保証)	信用保証料率	-				1.00%						1
		(人ダートアップ制出促進保証) (一般保証)	責任共有保証料率	1.82%	1.67%	1.47%	1.27%	1.07%	0.92%	0.72%	0.52%	0.37%	△0.02%	1
	開業資金	創業サポート枠(創業関連保証)	信用保証料率	0.50%										]
	用耒貸金	(スタートアップ創出促進保証)	信用保証料率					0.70%						△0.1%
		(一般保証)	責任共有保証料率	1.32%	1.17%	0.97%	0.77%	0.57%	0.42%	0.22%	0.02%	0.00%	△0.02%	-
		女性創業枠(創業関連保証) (スタートアップ創出促進保証)	信用保証料率					0.70%						1
	緊急経済	1		1.000/	1.150/	1.100/	1.050/		0.050	0.000	0.000	0.450/	△0.1%	1
	対策資金	借換枠	─ 責任共有保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.80%	0.60%	0.45%	△0.1%	]
		5町小規模事業者小□簡易資金	信用保証料率	1.20%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%		-
		《支援資金保証 《支援資金保証(優禺)	信用保証料率					0.50%	)					
		(長選)	信用保証料率					0.00% (*4	)					

<sup>(\*1)</sup> 割引(有担保)…有担保(不動産等)の場合、0.1%の割引を行います。(ただし、一部の県制度については、0.02%の割引)なお、割引の適用をしない制度があります。 (\*2) 割引(会計処理)…会計参与認置会社の場合、0.1%の割引を行います。 (\*3) 新規枠は1千万の範囲で基準料率より0.2%の保証料引き下げ(補助)、借換枠は県制度融資を借換の対象とする場合、3千万の範囲で基準料率より半額の保証料引き下げ(補助)があります。 (\*4) 1千万円までの範囲で優遇料率が適用となります。



	部	署 名	直通電話番号	FAX	業務担当区分
		保証第1課	077-511-1321		保証申込受付・保証審査調査・
		保証第2課	077-511-1322		金融相談・創業支援・事業承継支援
	保証 部	創業支援室	077-511-1320		創業申込審査・創業支援・創業相談
	ᄷᇓᅃ	経営相談チーム	077-511-1321		経営相談・経営支援・事務承継支援
7		事務統括課	077-511-1325	077-524-7030	保証・契約・担保等事務管理
階	経営支援部		077-511-1323		経営改善支援・再生支援・ 事業承継支援
	管理部	管 理 課	077-511-1330		求償権管理・回収
	官理即	調整課	077-511-1340		延滞債務管理・代位弁済
		総 務 課	077-511-1300		人事・庶務・経理
8 階	総務企画部	企画デジタル課	077-511-1310	077-521-2189	保証業務企画・推進・広報・ デジタル化推進等諸計画進行管理
г		システム課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理・ デジタル技術の情報収集活用等



# きっかけは、その保証でありたい 滋賀県信用保証協会







